令和８年度第１回文京区地域福祉推進協議会 次第

日時：令和８年５月 21 日(木)　14 時 00 分～
場所：文京シビックセンター24 階 第一委員会室

１　開会

２　議題

⑴　新たな地域福祉保健計画の策定について

⑵　令和８年度地域福祉保健計画検討スケジュール（案）について

３　その他

４　閉会

《配付資料》
【資料第１号】新たな地域福祉保健計画の策定について
【資料第２号】令和８年度地域福祉保健計画検討スケジュール（案）
【参考資料１】文京区地域福祉推進協議会委員名簿
【参考資料２】文京区地域福祉推進本部幹事会名簿
【参考資料３】文京区地域福祉推進協議会の運営について

新たな地域福祉保健計画の策定について

１　目的

「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現に向けて、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、今後の福祉保健施策の方向性を明らかにし、総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する。

２　計画の位置付け

本計画は、区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画であり、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含するものとする。

法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第１項	
重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第 106 条の５第１項	
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第８条第１項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第１項	
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策推進法第９条第２項	
若者計画（※１）	若者育成支援推進法第９条第２項	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の８	高齢者･介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
認知症施策推進計画（※２）	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第３項	障害者・児計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第１項	
健康増進計画	健康増進法第８条第２項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第 18 条	

※１　若者育成支援推進法第９条第２項に基づく、若者育成支援に係る計画。令和７年度に子育て支援計画に内包される若者計画を策定。

※２　今年度高齢者・介護保険事業計画において策定。

3　計画の構成

計画全般に係る目的、基本理念、基本目標等を取りまとめた総論と、５つの分野別計画で構成する。

なお、「地域福祉保健の推進計画」は、地域福祉保健全般にかかわる施策等を取りまとめた計画とする。

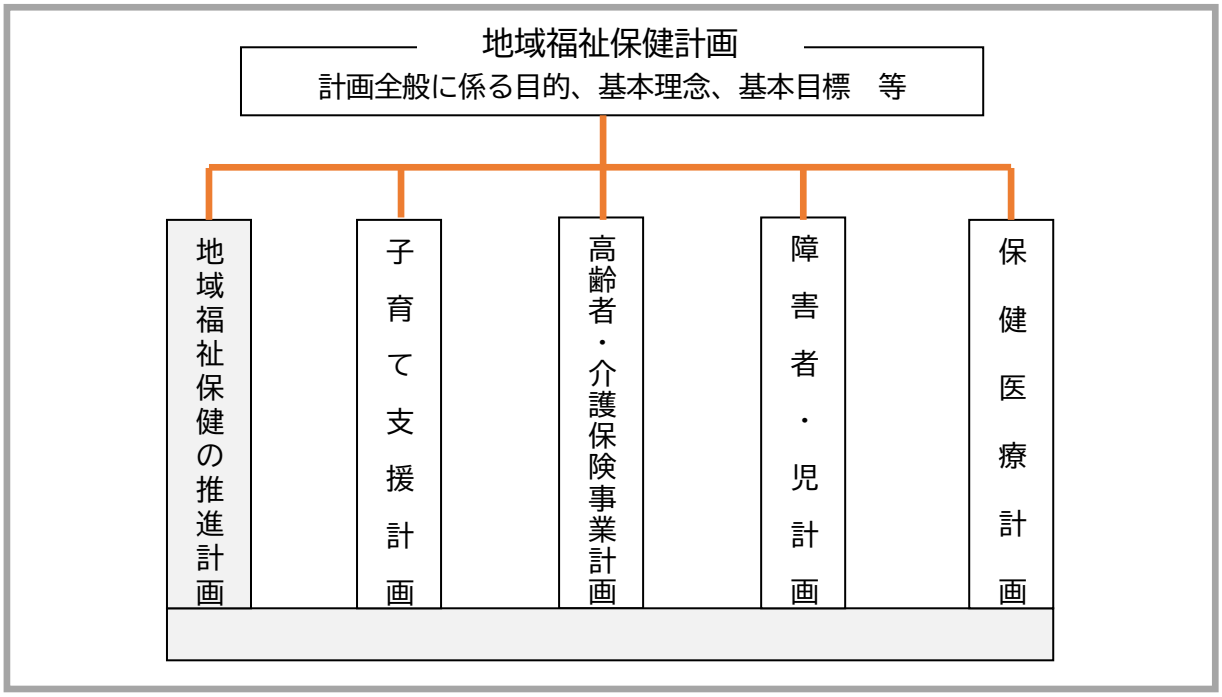

4　計画期間

令和９年度から令和 11 年度までの３か年とする。

ただし、分野別計画のうち、「子育て支援計画」については、令和７年度から令和 11 年度までの５か年、「保健医療計画」については、令和６年度から令和 11 年度までの６か年とする。

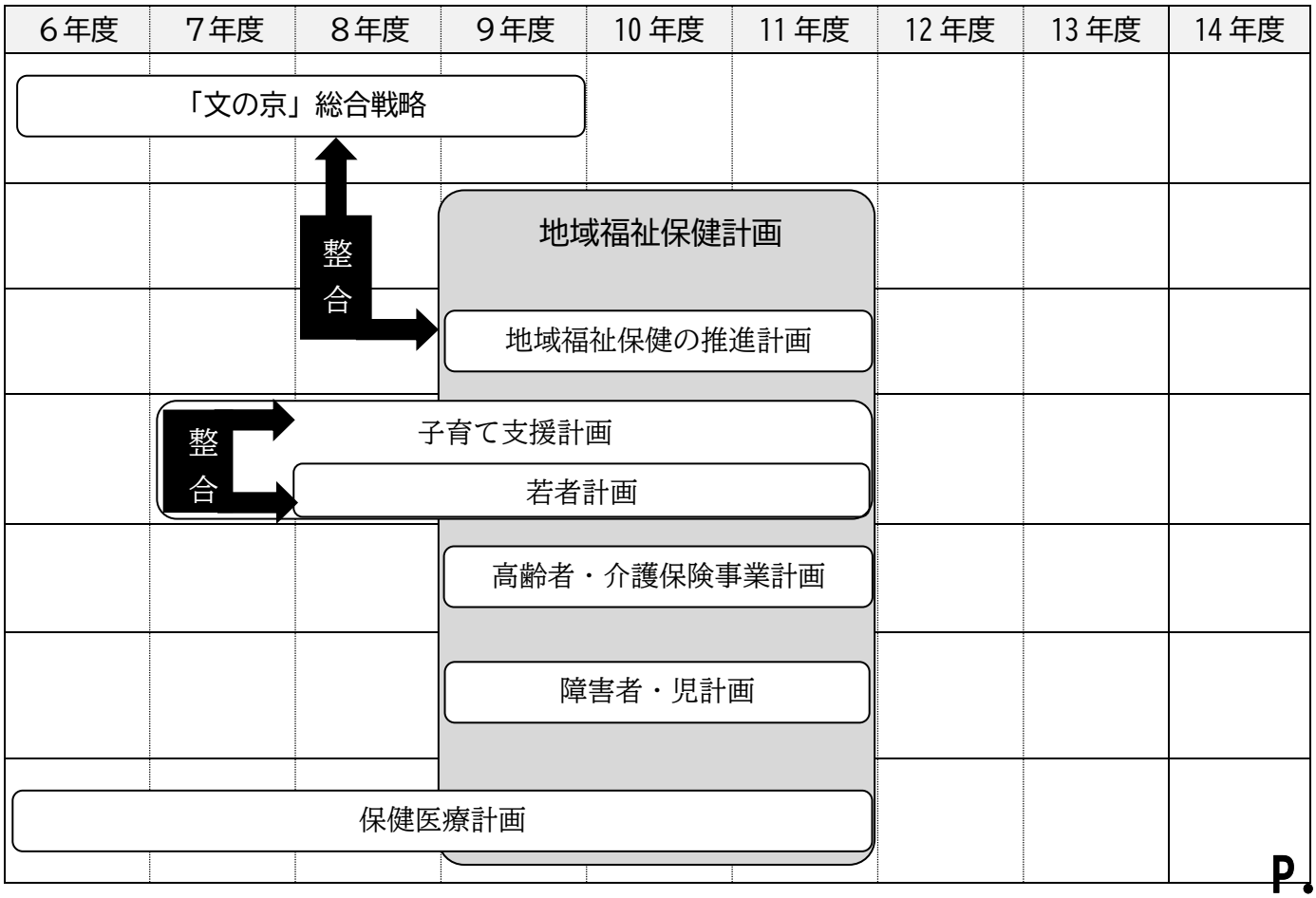

5　検討体制

本計画の検討は、地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）において行い、地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）に報告する。また、推進本部の下に置く幹事会において、必要な検討、調整を行う。

なお、分野別計画策定の具体的な検討を行うため、協議会の下に４つの分野別検討部会（以下「部会」という。）を設置する。地域福祉保健の推進計画については、部会を設置せず、協議会において検討を行う。

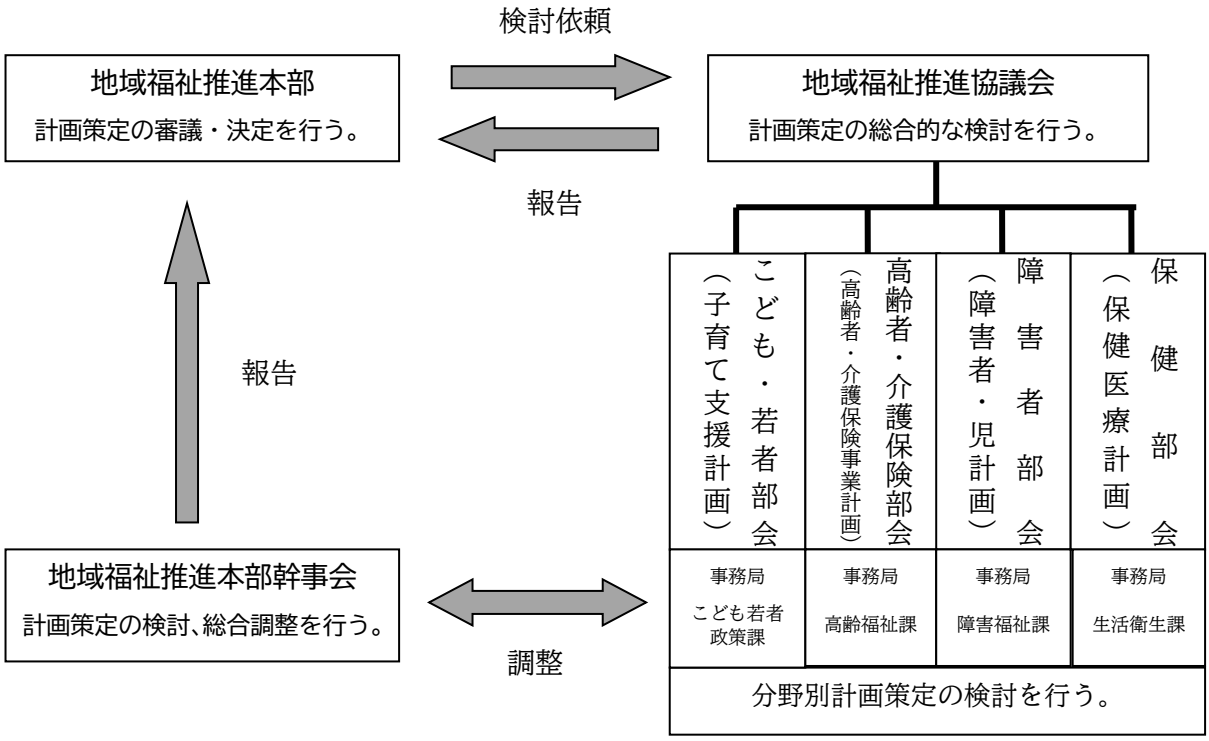

地域福祉推進本部

本部長	区長
副本部長	副区長、教育長
本部員	企画政策部長、総務部長、防災危機管理室長、区民部長、アカデミー推進部長、福祉部長、地域包括ケア推進担当部長、こども未来部長、児童相談所長（児童相談担当部長）、保健衛生部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、施設管理部長、会計管理者、教育推進部長、監査事務局長、区議会事務局長、企画課長、財政課長、広報戦略課長、総務課長、職員課長

地域福祉推進本部幹事会

幹事長	福祉部長
副幹事長	地域包括ケア推進担当部長、こども未来部長、保健衛生部長、
幹事	企画課長、ダイバーシティ推進担当課長、防災危機管理課長、福祉政策課長、高齢福祉課長、地域包括ケア推進担当課長、障害福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、事業者支援担当課長、国保年金課長（高齢者医療担当課長兼務）、こども若者政策課長、こども若者支援課長、幼児保育課長、こども施設担当課長、こども家庭支援センター所長、児童相談所副所長（児童相談課長）、生活衛生課長、健康推進課長、予防対策課長、保健対策担当課長、保健サービスセンター所長、学校運営課長、教育指導課長、児童課長、教育センター所長

地域福祉推進協議会（任期：令和８年４月から令和 10 年３月まで）

会長	学識経験者１人
副会長	学識経験者４人
委員	関係団体推薦 18 人 （小石川医師会、文京区医師会、小石川歯科医師会、文京区歯科医師会、文京区薬剤師会、文京区町会連合会、文京区社会福祉協議会、文京区民生委員・児童委員協議会、文京区高齢者クラブ連合会、文京区青少年健全育成会、文京区女性団体連絡会、文京区私立幼稚園連合会、文京区話し合い員連絡協議会、文京区介護サービス事業者連絡協議会、文京区民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）、文京区私立保育園（慈愛会保育園）、文京区知的障害者（児）の明日を創る会、アビーム（精神障害者就労支援施設） 公募区民９人

分野別検討部会

部会長	学識経験者１人
部会員	地域福祉推進協議会委員及び地域福祉に係る分野の関係者

６　基本理念及び基本目標の方向性

国の動向を注視しつつ、高齢者・障害者・こどもなど、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、文京区における地域包括ケアシステムの深化・発展のため、現行計画を継続する。

・（６ページ）基本理念（案）・基本目標（案）

・（７ページ）「地域共生社会の実現」に向けたイメージ図（案）

７　策定スケジュール（予定）

令和８年６月　議会報告（新たな地域福祉保健計画の策定について）

９月　議会報告（検討状況）

11 月　議会報告（中間のまとめ）

12 月　パブリックコメント

令和９年２月　議会報告（最終案）

３月　計画公表

基　本　理　念（案）

○　人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○　自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○　支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティを推進する地域社会の実現を目指します。

○　健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○　協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識をもって、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○　男女平等参画の推進

一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

基　本　目　標（案）

○　だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○　だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

○　だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

地域共生社会の実現（案）

最終目標

様々な社会課題や人口構造の変化からくる２０４０年問題も見据え、地域の再構築を進めていく

令和９年度～令和11年度

令和８年度文京区地域福祉推進協議会（全５回）で新たな計画について検討

第２回：主要項目等の検討

第３回：計画体系、計画事業等の検討

第４回：中間のまとめの検討

第５回：新計画（案）の検討

文京区における地域包括ケアシステムの更なる深化・発展のために重層的支援体制整備事業を推進

BUNKYO つながる相談窓口 Connect & Support Desk

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指す

現状

重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備

孤独・孤立　ヤングケアラー　８０５０　ダブルケア　生きづらさ　制度の狭間　…

従来の制度や分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難なケースの増加

区の４つの日常圏域それぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・こども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための仕組み

これまで、各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図り、多分野にわたる課題に対応

- 高齢福祉
- 障害福祉
- 児童福祉
- 生活困窮

令和８年度　地域福祉推進協議会等　年間スケジュール（案）

【資料第２号】

【会議の流れ】 検討部会 ＞ 幹事会 ＞ 推進本部・庁議報告 ＞ 地域福祉推進協議会 ＞ 議会報告（厚生委員会等）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定スケジュール		基本理念・基本目標				「中間のまとめ」の作成				パブリックコメント 区民説明会 （12月に２回実施予定） 区報特集号12月頃	パブリックコメント 意見等を計画へ反映		印刷・製本
		主要項目と方向性、計画体系、計画事業の概要											
検討部会	高齢者・介護保険部会 （５回開催）		①中旬		②上旬～中旬		③上旬	④上旬～中旬			⑤下旬		
			・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標　等		・現計画の実績報告 ・高齢者等の現状 ・主要項目と方向性検討 ・計画体系検討 ・計画事業検討		・中間のまとめ（たたき台）の検討	・中間のまとめの検討			・パブコメの結果 ・新計画（案）の検討		
	障害者部会 （５回開催）		①初旬		②中旬	③下旬		④上旬			⑤中旬		
			・新計画の策定 ・障害者（児）の現状 ・主要項目と方向性検討		・現計画の実績報告 ・主要項目と方向性検討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	・中間のまとめ（たたき台）の検討		・中間のまとめの検討			・パブコメの結果 ・新計画（案）の検討		
幹事会 （５回開催）			①5/11		②7/14	③上旬		④中旬			⑤下旬		
			・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標　等		・現計画の実績報告 ・主要項目等の検討	・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要		・中間のまとめの検討			・パブコメの結果 ・新計画（案）の検討		
推進本部 （５回開催）			①5/13		②7/22	③中旬		④下旬			⑤下旬		
			・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標　等		・現計画の実績報告 ・主要項目等の検討	・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要		・中間のまとめの検討			・パブコメの結果 ・新計画（案）の検討		
地推協 （５回開催）			①5/21		②7/31	③下旬			④上旬			⑤上旬	
			・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標　等		・現計画の実績報告 ・主要項目等の検討	・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要			・中間のまとめの検討			・パブコメの結果 ・新計画（案）の検討	
議会 （厚生委員会）				６月議会			9月議会		11月議会			2月議会	
				・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標　等			・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要		・中間のまとめの検討			・パブコメの結果 ・新計画（案）の検討	